

江別市福祉タクシー利用料金助成事業について

江別市福祉タクシー利用券（以下「福祉タクシー利用券」といいます。）は、江別市重度心身障がい者等交通費助成要綱に基づき、障がい者の生活圏拡大などを目的として交付しているものです。福祉タクシー利用券のほかに人工透析用タクシー利用券とガソリン助成券があり、いずれか一つを選択できます。

1 助成対象者

- (1) 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- (2) 療育手帳A判定の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

上記の方で、在宅で江別市内に居住されている方。ただし、ガソリン助成券や人工透析用タクシー利用券の助成を受けている方、入所・入院されている方は除きます。



2 助成額

1枚当たり500円の福祉タクシー利用券を、年間32枚（16,000円分）を上限として交付します（申請した月に応じて、交付枚数が異なります）。

3 有効期間

交付を受けた年度末までです。

利用できるタクシー

札幌ハイヤー事業協同組合加盟各社のタクシー及び江別市近郊各社の介護タクシーでご利用いただけます。



福祉タクシー利用券の利用方法

運賃お支払いの際、障害者手帳と一緒にご利用分の福祉タクシー利用券を乗務員に提示してください。

※1回の乗車につき、何枚でも使用できますが、おつりは出ませんので、差額をご自身でお支払いください。

その他の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、本制度とは別に、タクシー乗車時に手帳を提示することにより、利用料金が割引（1割引）となりますので、乗車時にご確認ください。

※【裏面】に注意事項等がございます。➡

注意事項

- 自動車等燃料費助成券（ガソリン助成券）の交付を受けている方、人工透析患者通院交通費助成規則により人工透析用タクシー利用券の交付を受けている方は、福祉タクシー利用券の交付は受けられません。
- 福祉タクシー利用券交付後に、助成対象者が死亡、転出、施設に入所した場合や手帳の等級が変更となった場合など、助成要件に該当しなくなった場合は、福祉タクシー利用券をすみやかに返却してください。
- 福祉タクシー利用券を紛失、破損した場合、再交付はできませんので、取り扱いにご注意ください。（未使用が明らかで、汚損等による現物を持参した場合のみ再発行が可能です。）

【お問い合わせ先】

〒067-8674

江別市高砂町6番地

江別市役所健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

TEL：011-381-1031

FAX：011-381-1073